

無料調停相談会のお知らせ

宇都宮調停協会及び小山調停協会では調停相談会を実施します。相談は無料で、秘密は厳守されます。

【宇都宮調停協会主催】

日時

11月9日(木)

午前10時～午後3時30分

場所

宇都宮市役所14階大会議室

内容

交通事故、金銭の貸借(消費者金融、その他)、土地・建物の問題、相続、離婚、扶養、その他の民事・家事に関する一切の相談

問い合わせ先

宇都宮調停協会

☎028(621)2111

【小山調停協会主催】

日時

11月17日(金)

午前10時～午後3時

場所

小山市役所庁舎分室

2階会議室

内容

金銭、土地建物、交通事故

その他民事に関する事項

問い合わせ先
小山調停協会

(小山簡易裁判所内)

☎(22)0536

10月は労働保険
適用促進月間です

労働保険とは、労災保険と雇用保険とを総称したもので、保険給付はそれぞれ別個に行われます。

労災保険給付に要した費用の一部を徴収することもあります

労災保険は、労働者が業務上または通勤途上で負傷したり、あるいは不幸にも死亡された場合に、労災保険法の規定により負傷した労働者または遺族に対し補償を行うもので、保険給付は労働基準監督署で行っています。

なお、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、遡及して労働保険料を徴収するほか、労働保険給付に要した費用の一部を徴収することになります。

失業した労働者の生活の安定と再就職を促進

雇用保険は、労働者が失業した場合に失業給付金の支給を行い、失業した労働者の生活の安定と再就職を促進し、併せて労働者の福祉の増進を図るための事業を行う制度で、保険給付は公共職業安定所で行っています。

労働者を使用する事業主は加入することが義務付けられています

労働保険は、労災保険法と雇用保険法の規定により、労働者を使用する事業主は、加入することが義務付けられていますので、まだ加入手続きをされていない事業主は最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所へ加入手続きをしてください。

問い合わせ先

栃木労働基準監督署

☎0282(24)7766

小山公共職業安定所

☎(22)1524

「思川圏域」の河川整備計画原案について 地域の皆様からのご意見を伺います

栃木県では、地域の皆様の意見を反映させた河川の整備及び維持に関する計画(河川整備計画)の策定作業を進めているところです。この度、皆様がお住まいの思川圏域の河川整備計画の原案がまとまりましたので、下記のとおり地域にお住まいの皆様にご意見をお伺いします。

- 縦覧対象 思川圏域河川整備計画原案
- 縦覧場所
 - ・栃木県土木部河川課 ☎028-623-2438
 - ・栃木県栃木土木事務所企画調査部 ☎0282-23-3593
 - ・下野市役所建設課 ☎0285-48-2113
 - ・栃木県河川課ホームページ <http://www.pref.tochigi.jp/kasen/index0.html>
- 縦覧期間 10月24日(火)から11月13日(月)までの土日祝日を除く、平日午前9時から午後5時まで(河川課ホームページでは、土日祝日随時縦覧できます。)
- 意見の募集期間 10月24日(火)～11月15日(水)必着
- 意見書の提出方法 上記縦覧場所に備え付けの用紙「河川整備計画原案に対する意見書」又は、住所・氏名・匿名希望の有無を記載した電子メールにて提出してください。
- 意見書の提出及び問い合わせ先
上記縦覧場所に提出していただくか、下記のいずれかの方法により日本語で提出してください。
 - ・郵送 〒320-8501(住所記入不要) 栃木県土木部河川課
 - ・FAX 028-623-2441
 - ・Eメール kasen@pref.tochigi.jp